

新座市社会福祉協議会 会員会費のQ&A

ここでは、より社協と社協会費を皆様にご理解いただくために、よくあるお問合せをQ&A方式でお示ししています。

Q1 社協ってなに？市の福祉部門との違いは？



A1 社協（社会福祉協議会）は、社会福祉法（第109条）において全国の市区町村に設置されており、「地域福祉の推進を目的とする公益性、公共性の高い民間の非営利団体（社会福祉法人）」です。

市の福祉部門は、法律や条例で市民の方々に対して福祉サービスを提供していますが、社協は住民主体の地域福祉を進める団体として、市の福祉サービスの枠組みでは対応できない多様な課題に、ボランティア・保健・福祉関係団体などと相互に協力して取り組んでいます。

Q2 なぜ社協は会費を集めるの？



A2 社協は、新座市の地域福祉に住民の意思を反映させ、かつ、福祉の推進に積極的に参画する「住民参加・住民主体」を理念としています。

そのため、新座市社協では、その理念に賛同いただける市民の皆様を始め、福祉関係団体や企業などの方々にご協力いただき、地域で支え合う福祉のまちづくりを進めるための活動を行っています。

その財源として、資金面でご支援いただくためのサポーターとなる社協会員となっていただくよう、ご協力をお願いしております。

Q3 社協の収入（財源）はどんなになっているの？



A3 市民の皆様からお預かりする社協会員会費や様々な補助金などで成り立っています。

社協の様々な事業運営の主な財源は、次のとおりです。

- ① 市民の皆様にご加入いただき、お預かりする「社協会員会費」
- ② 篤志家や団体・企業などからの「寄付金」(愛のいずみ福祉基金への積立て)
- ③ 赤い羽根共同募金・地域歳末たすけあい募金からの「配分金」
- ④ 県・市からの「補助金」
- ⑤ 各種受託事業の「受託金」(放課後児童保育室、ホームヘルプ事業など)
- ⑥ 介護保険事業等の「事業収入」

※ 社協職員の人件費は、④から⑥までの事業収入で賄われています。

※ 皆様からお預かりした①社協会員会費、②寄付金及び③共同募金の配分金の収入は、福祉事業のみに使用することとされていますので、人件費には一切使用しておりません。

Q4 社協会員になるにはどうすればいいの？



A4 社協会員の募集及び納入に当たっては、町内会・社協支部の班長の方などが社協会員加入について、皆様にお声掛けがあります（社協会員への加入は任意の金額でお願いします。）。

また、社協会員には次の4種類があり、毎年4月1日から翌年の3月31日まで年間を通じて募集しています。

① 普通会員（世帯を単位）	年間500円以上
② 協力会員（特にご協力いただける世帯を単位）	年間1,000円以上
③ 特別会員（篤志家を対象とした世帯・個人を単位）	年間5,000円以上
④ 法人会員（地域福祉にご理解頂く法人を単位）	年間10,000円以上

※ 500円未満の金額は、寄付金とさせていただきます。

※ 普通会員は、500円から999円までとさせていただきます。

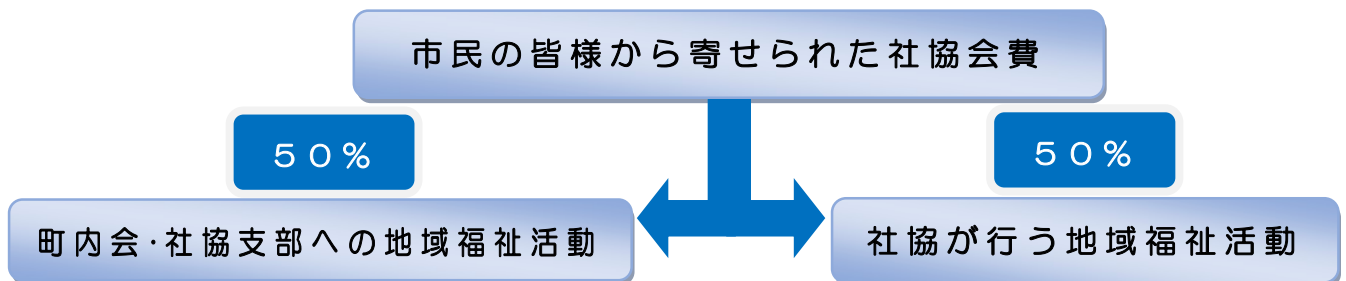
※ 協力会員は、1,000円から4,999円までとさせていただきます。

Q5 社協会費はどのようなことに使われているの？



A5 社協会費は、地域福祉活動を行う上で貴重な財源として、高齢者や子ども、障がいのある方などに対する様々な活動資金となります。

社協支部のある町内会へは、皆様にご協力いただいた社協会員会費の50%は町内会・社協支部への地域福祉活動助成金として地域に還元され、お住いの地域福祉活動に活用されます（社協支部の設置されていない町内会へは、お預かりした社協会員会費の20%を地域福祉活動助成金としてお渡ししています。）。なお、残る50%は社協が行う地域福祉活動に活用されます。



Q6 社協が行う地域福祉活動は具体的には何をやっているの？



A6 「A5」でお答えした市民の皆様から寄せられた社協会員会費の50%で、次のような地域福祉事業を行っています。

- ① 高齢者の方のために（会食ふれあい事業）
- ② 子どものために（子ども食堂事業・学校での福祉体験学習の支援（福祉協力校事業））
- ③ 障がいのある方のために（リフト付き乗用車などの貸出し）
- ④ ボランティア活動のために（ボランティアグループへの支援・ボランティア講座の開催など）
- ⑤ 地域のつながりのために（地域福祉推進協議会の支援・福祉団体の活動支援）
- ⑥ 福祉を伝えるために（社協だより（広報誌）の発行）

Q7 社協のことをもっと知りたいときの方法は？



A7 社協の事業を説明するためのパンフレット「みなさんと社協でつくるふくしのまち」を社協の窓口にて用意してあります。また、町内会や社協支部、個人の方でご希望があれば、お渡しする準備もできております。

今後も、市民の皆様へ社協のことをご理解いただくよう努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

詳しくは、以下の【問合せ先】でご確認ください。

社協会費は、社協や町内会、社協支部等が地域の皆様と共に福祉活動を行うために重要な財源となります。

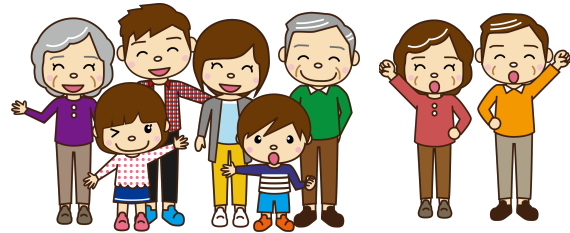
新座市の地域福祉の向上のため、多くの市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【問合せ先】

ふれあいネットワーク



社会福祉法人
新座市社会福祉協議会



〒335-0011 新座市野火止1-9-63（新座市役所第三庁舎内）

TEL 048-480-5705 / FAX 048-481-3488

ホームページ：<http://www.niizashakyo.or.jp>

メールアドレス：somu@niizashakyo.or.jp

新座市社協

